

滝山住宅管理組合役員候補者選出細則

滝山住宅管理組合（以下「組合」という。）は、組合規約（以下「規約」という。）第 43 条の定めるところにより、この細則を定める。

（目的）

第 1 条 本細則は規約第 28 条および第 29 条の規定に基づき、総会の決議により役員として選任される者（以下「役員候補者」という。）を組合員の中から選出するための手続きを定めることを目的とする。

（役員候補者選出の原則）

第 2 条 民主的な組合運営の健全な発展を期するため、役員候補者の選出方法は、自由意志によって役員に立候補する者のなかから、適正に行われる選挙によって選出することを原則とする。

2 自由意志によって役員に立候補する者が第 4 条に定める定数に達しなかった場合は、定数に不足する役員候補者は、これを棟別に割当てて選出することとする。

（役員候補者の資格）

第 3 条 役員候補者は、規約第 13 条に規定する組合員の資格を有する者とする。

（役員候補者の定数）

第 4 条 役員候補者の定数は、規約第 28 条の規定に基づき、10 名以上 12 名以内とする。

（役員候補者選出の手続き）

第 5 条 組合理事長はその任期満了の少なくとも 45 日以前に選挙管理委員（以下「委員」という。）を公募し、この委員で構成する選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に選挙管理事務の一切を委嘱する。

（選挙管理委員および選挙管理委員会）

第 6 条 委員会は、委員 5 名をもって組織する。委員の任免は組合理事長がこれを行う。

2 委員の任期は 1 年とし、新たに委員が選任されるまでは引き続きその職務を行う。

3 委員の応募は自由意志立候補を基本とし、委員の応募資格は、規約第 2 条の滝山団地分譲住宅（以下「住宅」という。）に現に居住する組合員、その配偶者及び一親等以内の親族とする。ただし、現職役員及びその親族並びに役員候補者選出に立候補する者及びその親族は委員になることができない。

4 応募した委員が 5 名を超えた場合は、応募者同士の協議または籤引きによって 5 名の委員を選出する。

5 委員の応募者が 5 名に満たなかった場合は、その不足数を 32 棟より選出順に 1 名ずつ棟別割当委員（以下「棟別割当委員」という。）として選出する。その選出事務は、組合理事会の委嘱に基づき、当該棟世話人またはその代理人が当たるものとする。

6 棟別割当委員の選出順は、3 街区 16 号棟から始め、2 街区と 3 街区が交互に、それぞれ 16～1 号棟の順で一巡する。一巡以降も同様の順で回るものとする。

7 棟別割当委員の選出方法は、民主的かつ公平に行われる限りにおいて当該棟の定めた方式によるものとする。

8 決定した 5 名の委員の中から委員長ならびに副委員長を互選する。委員長は委員会を代

表し、その事務を総括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けた時はその職務を代行する。

9 委員会が委員長が招集して開催する。その議事は、委員の過半数が出席し、その過半数で決する。

(委員会の職務)

第7条 委員会の職務は次のとおりとする。

- 一 役員候補者立候補受付期日ならびに選出期日の決定、およびそれを組合員に通知すること。
- 二 役員候補者立候補の受付、資格審査、および立候補者名を公示すること。
- 三 立候補者数が10名に満たなかった場合、棟別割当役員候補者の選出を棟世話人またはその代理人に委嘱すること。
- 四 選挙人名簿の調製および確認をすること。
- 五 投票用紙の作成、配布、回収、開票、集計、有効無効の決定を行うこと。
- 六 開票結果にもとづく役員候補者の順位を組合理事長に報告し、選挙人に公示すること。
- 七 その他選挙管理に必要な事務を執ること。

(自由意志による役員候補者立候補の手続き)

第8条 自由意志により役員候補者に立候補する者は、委員会の定めた期日までに委員会の定めた様式に住所・氏名・年齢・抱負を明記し、委員会に提出する。

(棟別割当役員候補者とその選出方法)

第9条 自由意志による役員の立候補者が10名に達しなかった場合は、その不足数を、次の各号の定めるところにより、棟別割当役員候補者として選出する。

- 一 委員会から委嘱を受けた棟世話人またはその代理人は、当該棟より1名の棟別割当役員候補者を選出し、委員会の定めた様式に住所・氏名・年齢を明記して委員会に提出する。
- 二 棟別割当役員候補者の選出順は、2街区1号棟から始め、2街区と3街区が交互に、それぞれ1～16号棟の順で一巡する。一巡以降も同様の順で回るものとする。
- 三 棟別割当役員候補者の選出方法は、民主的かつ公平に行われる限り、当該棟の定めた方式によるものとする。

(立候補の制限)

第10条 すべての組合員は役員候補者となる権利を有するが、次の各号のいずれかに該当する者は、立候補することができない。

- 一 住宅に現に居住していないか、あるいは居住していても勤務上または身体上、その他の事由により在宅期間が著しく制限される組合員。
- 二 組合費、修繕費積立金、駐車料金、駐輪料金の滞納のある組合員。
- 三 組合役員を3年以上連続して務めている組合員。
- 四 成年被後見人もしくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 五 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 六 反社会的勢力に属する者

(選挙人および投票権)

第11条 選挙人は住宅に現に居住する組合員または組合員の委任を受けた同組合員の所

有する住宅の居住者とし、投票権は住宅1戸につき1票とする。

2 委任状は別掲委任状の形式を年度ごとに提出するものとする。

(役員候補者選挙期日)

第12条 役員候補者選出の選挙は、3月31日までに行う。選挙日は少なくとも2週間前に選挙人に通知しなければならない。

(立候補受付期日)

第13条 立候補受付は、前条の選挙日の通知と同時に立候補受付開始の通知を行い、選挙日の少なくとも1週間前に受付を締め切ることとする。

(立候補の公示等)

第14条 委員会は、第8条または第9条による立候補の届出を受理したときは、遅滞なくその立候補者名を所定の掲示場所に掲示し、締切後一括して選挙人に公示する。その掲示方法、場所、公示方法は委員会が定める。

(選挙の方法)

第15条 適格な役員立候補者が13名以上ある場合は、選挙により12名の役員候補者を選出する。その場合の選挙は、次の要領による。

- 一 選挙は投票により行う。
- 二 投票の記載は、投票用紙に印刷された立候補者のうちからその信任する立候補者12名以内に選挙人が○記号を記載する記号方式による。
- 三 投票の方法は、投票用紙を選挙人の署名・封印した封書に入れ、委員会が定める期日までに階段当番または棟世話人に提出することを基本とする。この場合、階段当番は提出された封書を委員会が定める期日までに棟世話人に提出する。また、棟世話人は提出された封書を委員会が定める期日までに管理事務所内に設置された集票箱に納めることとする。
- 四 選挙人が、委員会が定める期日までに投票用紙を入れた封書を階段当番または棟世話人に提出できなかった場合の投票は、選挙人が封書を、委員会が定める投票締切日時までに、西集会所文書回収箱、管理事務所ポストまたは管理事務所内の集票箱へ投函することによって、これを行うことができる。

(投票用紙の配布および様式)

第16条 投票用紙の配布および様式は次のとおりとする。

- 一 投票用紙は、役員立候補者の公示と同時に選挙人に配布する。
- 二 投票用紙は、選挙人の氏名を記載しない無記名投票用紙とし、様式は委員会が定める。

(投票の締切および開票ならびに集計)

第17条 投票の締切および開票ならびに集計は以下の要領により行う。

- 一 委員会は、予め投票締切の日時および開票の日時および場所を公示する。
- 二 開票ならびに集計は、投票締切後ただちに開始する。
- 三 開票ならびに集計作業は、委員立会のもと、32棟の世話人またはその代理人が行う。
- 四 選挙人は、開票の参観を求めることができる。

(投票の効力の決定)

第18条 投票の効力は委員会が決定する。その決定に際しては、次項の規定に反しない限

り、投票した選挙人の意思が明白であれば有効とする。

2 次の各号の投票は無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの。
- 二 定数以上に○記号を記載したり、所定の記号以外または他事を記載したもの。

(役員候補者の決定)

第19条 役員候補者の決定は次により行う。

- 一 選挙の結果により得票数が多い順に12名を役員候補者とする。
- 二 投票数が同数の場合は、委員長が籤引きで順位を決定する。
- 三 第8条による適格な立候補者が12名以内である場合は、全員無投票当選とし、これを役員候補者とする。
- 四 第8条による適格な立候補者が10名未満である場合は、10名に不足する数の棟別割当役員候補者とともに、これを役員候補者とする。

(開票録の作成)

第20条 委員会は、開票録を作り、開票結果に関する事項を記載し、委員長、副委員長がこれに署名押印する。

(選挙人名簿、投票用紙および開票録の保管と閲覧)

第21条 投票用紙は、有効無効を区別し、選挙人名簿および開票録と併せて、当該選挙にかかわる役員の任期中、委員長または委員会において指名された委員が保管しなければならない。

2 組合員は前項に掲げるものの閲覧を求めることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この細則は2020年2月1日より施行する。

(棟別割当委員の選出順)

第2条 第6条第6項に規定する棟別割当委員の選出順は、2017年度に3-16号棟が、2018年度に2-16号棟が実施済みであることに鑑み、爾後は3-15号棟から始めることとする。

(棟別割当候補者の選出順)

第3条 第9条第二号に規定する棟別割当候補者の選出順は、2017年度に2-1号棟が、2018年度に3-1号棟、2-2号棟、3-2号棟が実施済みであることに鑑み、爾後は2-3号棟から始めることとする。

(2019年度選出委員会の解散)

第4条 本細則の施行と同時に、2019年度組合役員候補者選出委員会は解散する。